

問7

被害届を出したら、
彼氏や家族、学校にも被害に遭ったことがバレますか。

基本的には、あなたが被害に遭ったことは、捜査において必要な人以外に知られないように捜査を行います。

もし、犯人を捕まえるために、警察が、家族や友達等に話を聞く必要があるときは、必ず、あなたの承諾を得てから行います。

ただし、あなたが未成年の場合には、犯人を捕まえるための協力をお願いすることがあるため、保護者の方にお話する必要があります。

「被害届は迷っているが、とりあえず警察で話を聞いてほしい」という「相談」の段階であれば、あなたに無断でご家族等にお話することはありませんので、ご安心ください。

